

第1章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などのさまざまな社会的要因があることが知られています。自殺に至る心理としては、さまざまな悩みが原因で追い詰められて自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感から、また、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と見ることができます。

我が国の自殺対策は、平成18年に自殺対策基本法（平成18年法律第85号）が制定されて以降、大きく前進しました。それまで「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになり、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺で亡くなる人数の年次推移は減少傾向にあるなど、着実に成果を上げています。

しかし、我が国の自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺による死亡率）は、主要先進7か国の中で最も高く、自殺で亡くなる人数の累計は毎年2万人を超える水準で積み上がっているなど、非常事態はいまだ続いていると言わざるを得ません。

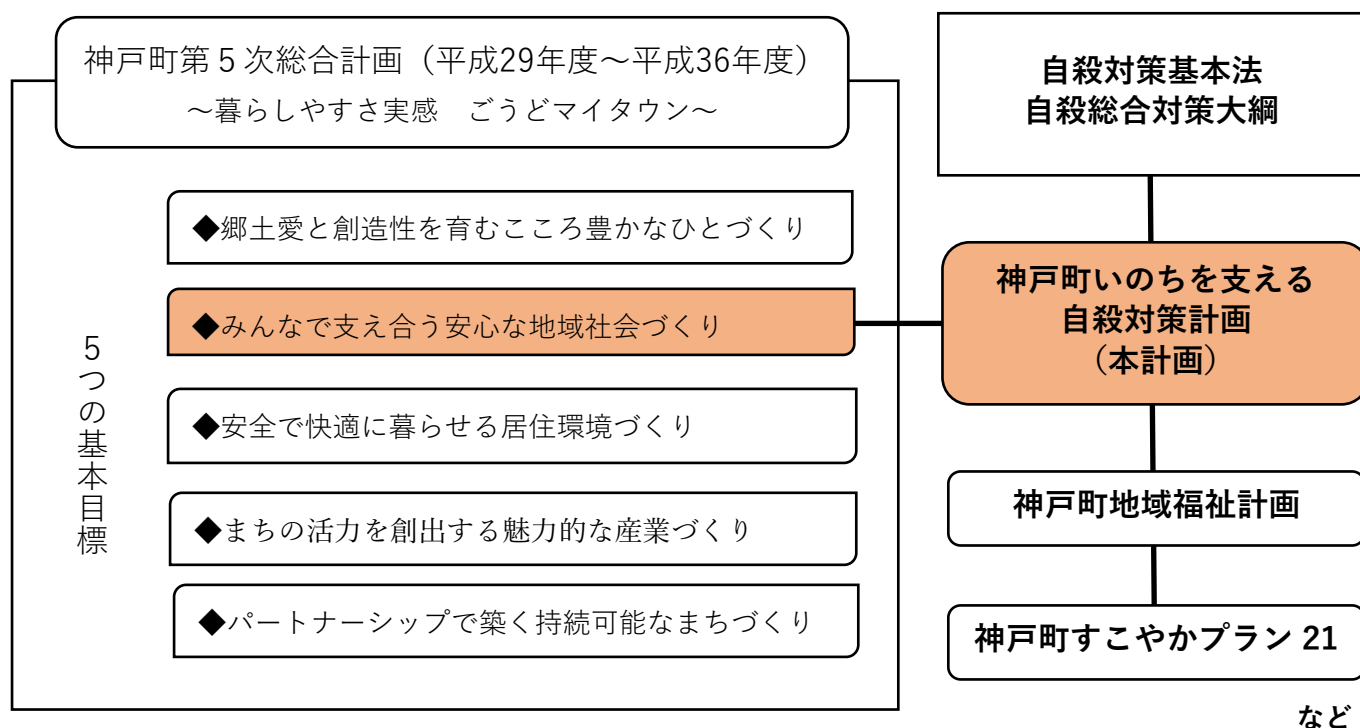
そうした中、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して自殺対策をさらに総合的かつ効果的に推進するため、施行から10年の節目に当たる平成28年に、自殺対策基本法が改正されました。自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等が基本理念に明記されるとともに、自殺対策の地域間格差を解消し、誰もが等しく支援を受けられるよう、全ての都道府県及び市町村が「都道府県自殺対策計画」又は「市町村自殺対策計画」を策定することとされました。

これらの背景を踏まえ、町が行う「生きる支援」に関連する事業を総動員して、全町的な取組として自殺対策を推進するため、この度「神戸町いのちを支える自殺対策計画」を策定しました。本計画の実行を通して、「誰も自殺に追い込まれることのない、暮らしやすさを実感できる神戸町」の実現を目指してまいります。

2 計画の位置づけ

本計画は、平成28年に改正された自殺対策基本法に基づき、国の定める自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえて、同法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。

また、中長期的な視点を持って継続的に自殺対策を実施していくため、本計画を、「神戸町第5次総合計画」におけるまちづくりの将来像『暮らしやすさ実感 ごうどマイタウン』のもとに掲げる5つの基本目標のうち、「みんなで支え合う安心な地域社会づくり」を目指す目標に位置づけます。



3 計画の推進期間

国の自殺対策の指針である自殺総合対策大綱は、平成19年6月に初めて策定された後平成20年10月の一部改正、平成24年8月の全体的な見直しを経て、平成28年の自殺対策基本法改正の趣旨や我が国の自殺の実態を踏まえた見直しが行われました。それにより平成29年7月には自殺総合対策の基本理念や基本方針等を整理し、当面の重点施策に「地域レベルの実践的な取組への支援を強化する」「子ども・若者の自殺対策をさらに推進する」などを新規追加した新たな自殺総合対策大綱（「自殺総合対策大綱 ～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」）が閣議決定されました。このようにこれまで自殺総合対策大綱は、おおむね5年に一度を目安に改訂が行われてきています。

町の計画も、こうした国の動きや自殺実態、社会状況等の変化を踏まえる形で、おおむね5年に一度を目安に内容の見直しを行うこととし、「神戸町いのちを支える自殺対策計画」の推進期間を平成31年度から平成35年度までの5年間とします。

4 計画の数値目標

「1 計画策定の趣旨」で述べたとおり、町として自殺対策を通じて最終的に目指すのは「誰も自殺に追い込まれることのない、暮らしやすさを実感できる神戸町」です。この社会の実現に向けては、対策を進める上での具体的な数値目標等を定めるとともに、それらの取組がどのような効果を挙げているのかといった、取組の成果と合わせて検証を行っていく必要があります。

国は、平成29年7月に閣議決定した「自殺総合対策大綱」において、平成38年までに人口10万人当たりの自殺者数（以下、「自殺死亡率」という）を、30%以上減らし13.0以下とすることを目標に定めました。

このような国の方針を踏まえながら、神戸町の計画の目指すべき目標値として、平成28年までの5年間の自殺死亡率18.0（自殺者数4人）を、平成35年までの5年間で、概ね12%減少の15.8（同 3人）以下を目指すこととします。

	現 状	本 計 画	（参 考）
基準	平成24～28年 （5ヵ年平均）	平成31～35年 （5ヵ年平均）	平成36～40年 （5ヵ年平均）
自殺者数	4 人	3 人	2 人
自殺死亡率	18.0	15.8	12.6
対 現状比	100%	88.0%	70.0%